

令和 6 年度

事業計画書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

令和6年度 事業計画

全世界的に社会・経済活動に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に季節性インフルエンザ並みの5類に移行し、一定の落ち着きを取り戻しつつある。その様な状況の中で、貸切バス事業については、都市部においては、インバウンド旅行客の堅調な動きもみられるようになった。他方、地方部においては企業、学校送迎等の地域密着型の輸送が定着し、二極化が進展しつつある状況となっている。

貸切バス業界においては、令和5年10月に基準額を「下限額」とする公示方法の見直しによる運賃改定が実施され、経営的に苦しい状況がやや好転すると思われるが、その一方で無利子融資の返済、運転者不足、エネルギー価格の高騰、バス運転業務への改正改善基準告示の適用等、乗り越えていかなければならない課題が山積している。さらに、令和6年4月からは点呼記録の録音及び録画による動画保存の義務化、アルコール検知器使用時の画像記録の保存義務化、デジタル式運行記録計の使用の義務化等、貸切バスの安全性向上に向けた制度改正が行われる予定であり、安全対策の一層の徹底が求められている。

このように未だに大変厳しい事業環境の中ではあるが、当センターも令和6年4月をもって8年目を迎え、柱である巡回指導も順調に推移している。回復傾向にある輸送需要を契機として、改めて貸切バスの輸送の安全確保の徹底と安全意識の向上の重要性を再認識し、センターの責務を全うすべく事業を推進していく。

I 令和5年度事業計画の実績

- 1 巡回指導については、概ね順調に実施することができ、年度末までには計画どおりの実施が見込まれる。
- 2 負担金については、令和5年度についても分割納付等の措置を取っているが、早めの締め切りを実施する等、負担金の早期納付を促進した結果、令和6年2月現在で対象全事業者の約95%に納付いただき、年度内の回収率の改善がなされた。
- 3 旅客からの苦情・要望等は寄せられていないが、貸切バスに関する交通問題、マナー関係でのトラブルは3件寄せられた。
- 4 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業の防止を図るための啓発活動については、引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを貸切バス事業者に配布した。
- 5 貸切バス事業者を対象に「管理者向け指導監督講習会」を開催した。(令和5年度は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県で全11回開催)
- 6 令和6年3月、「適正化事業指導員研修」を開催し、「巡回指導の効率化・平準化」を主題に、各テーマ毎にグループによる意見交換や発表を行ったことにより、巡回指導の深度化を図ることができた。
- 7 独立行政法人自動車事故対策機構の主催する「ナスバ安全マネジメントセミナー」に指導員を参加させ、資質の向上を図った。
- 8 全職員の研修として、令和4年10月に静岡県小山町で発生した貸切バス横転事故現場を訪れ、現地調査及び添乗査察を実施し、下り坂の安全対策について再確認した。

また同時に、静岡県にあるデジタルタコグラフ及びアルコール検知器を製作している会社を訪問し、意見交換を行った。

II これからの事業環境について

貸切バス事業者にとっては引き続き事業経営の舵取りが難しい局面が続き、依然として厳しい環境が続いているが、インバウンドの堅調な回復も期待できる等、プラスの要素も徐々に増えていくのではないかと見込まれる。より一層の安全・安心の確保に向けた取組みの実施が求められている。

令和6年度の巡回指導については、今後の貸切バスの輸送需要回復に備え、事業者の法令遵守や安全意識の向上のために引き続ききめ細かな指導を推進する。

負担金の徴収については、令和5年度と同様、事業者の負担軽減を図るため分割による納付や納付期限の猶予を行う。

また、常に適切な対応がとれるよう適正化センターの体制整備をしておくことが必要であり、現行体制の下で効率的な運営体制を柔軟に推進していく。

III 令和6年度事業計画基本方針及び個別方針

以上の環境認識を踏まえ、令和6年度は次のように展開する。

1 巡回指導業務

(1) 国土交通省の方針に沿って巡回指導を実施する。

それぞれの事業者の実情に沿ったきめ細やかな助言等事業者に寄り添う指導を引き続き推進する。

(2) 指導員に対する研修等の実施により、資質の向上を図る。

2 負担金取扱業務

引き続きコンパクトで効率的な運営を図ることで、大幅な負担金水準の増加を極力減じるための不断の努力を継続する。

3 総務業務

総務業務については、公益財団法人として関係法令及び定款に基づき評議員会及び理事会を適時開催し、適正に業務を推進する。

また、法定委員会である適正化事業諮問委員会についても適宜開催し、答申結果を踏まえ効果的に業務を執行する。

4 苦情処理業務

旅客からの苦情・要望受付の適切な対応と適正に処理する。

5 公益法人としての体制整備

(1) 現行体制の維持及び整備を進める。

(2) 職員研修の実施及び巡回指導に係る都県各バス協会との合同研修の実施

(3) 貸切バス事業者の管理者向け講習会の実施

6 啓発活動及び広報活動

(1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営営する行為の防止を図るための啓発活動の実施

(2) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動の実施

(3) 貸切バス事業者の事業の適正化を促進するための啓発活動の実施

この方針のもと、以下のとおり事業を展開する。

1 巡回指導業務

(1) 巡回指導業務については、国土交通省からの通達に沿って適切に実施する。

なお、適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会との連携を図る。

本年度の巡回指導実施計画件数は、次表のとおりとする。

巡回指導実施計画数（令和6年度）

区分 月	実施 営業所数 (カ所)	内 訳		実施地区
		センター分 (カ所)	地方バス協会 委託分 (カ所)	
4 月	1 2 5	5 0	7 5	関東運輸局管内
5 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
6 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
7 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
8 月	1 1 0	4 0	7 0	関東運輸局管内
9 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
1 0 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
1 1 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
1 2 月	1 1 5	4 0	7 5	関東運輸局管内
1 月	1 0 0	4 0	6 0	関東運輸局管内
2 月	1 0 2	3 2	7 0	関東運輸局管内
3 月	6 9	1 3	5 6	関東運輸局管内
計	1, 3 4 1	5 1 5	8 2 6	

※実施営業所数については、営業所ごとに毎年1回実施した場合の件数。

(2) 指導員を各種講演会、セミナー、研修等に参加させる等、職務の執行に係る資質の向上を図る。

(3) センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務について以下に掲げる団体へ委託する。

- ・一般社団法人東京バス協会
- ・一般社団法人神奈川県バス協会
- ・一般社団法人千葉県バス協会
- ・一般社団法人埼玉県バス協会
- ・一般社団法人茨城県バス協会
- ・一般社団法人群馬県バス協会
- ・一般社団法人栃木県バス協会
- ・一般社団法人山梨県バス協会

(4) 地方バス協会との連携

地方バス協会より指導員不足等のため当センター指導員の派遣要請があれば、指導員が出向き地方バス協会が行う巡回指導を円滑に実施するなど引き続き協力関係を構築する。

また、会議や研修会の意見交換等を通して連携を図る。

さらに、地方バス協会と合同の巡回指導を実施して、指導の差異の解消に努める。

- (5) IT 機器（タブレット、モバイルプリンター、モバイルスキャナー）を活用した効率的な巡回指導を引き続き実施する。
- 2 負担金取扱業務
 - (1) 令和 6 年度についても分割による納付、納付期限の猶予等、柔軟に対応する。また、早期回収を念頭に置き令和 5 年度と同様に可能な範囲で期限を早めに設定する。
 - (2) 負担金の大幅な増大を抑制するため、引続き人件費を含むコスト削減を図る。
- 3 苦情処理体制の整備
 - 貸切バス利用者等から寄せられる苦情・要望等の受付業務については、電話及びインターネットで受付し、受付内容は、事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。
- 4 公益法人としての体制整備
 - (1) 現行体制を維持・整備し、効果的な運営体制を構築する。
 - (2) 職員を適宜研修等に参加させ資質の向上を図る。
 - (3) 貸切バス事業者や管理者向けにタイムリーな研修、講習会を実施する。
- 5 啓発活動及び広報活動
 - (1) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動については、引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導先の貸切バス事業者に配布し活用していただく。
また、関係機関と連携を図りながら、白バス撲滅に向けた取組みを広く周知する。
 - (2) 重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、妨害運転、過労運転、速度超過等を防止するため、関係機関等と連携を図りながら啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
 - (3) 事業者の安全意識の機運を醸成するため、また適正な経営を進めていくための講習会等を適宜実施する。